

## (巻末資料)

参考1 規約、協議会・幹事会メンバー .....	1
参考2 南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画（九州関係のみ抜粋版） .....	4

## 参考 1 規約、協議会・幹事会メンバー

### 九州道路啓開等協議会規約

(名称)

第1条 本会は、「九州道路啓開等協議会」(以下「協議会」という)と称する。

(目的)

第2条 協議会は、南海トラフ地震などの大規模災害における道路啓開について関係機関の連携・協力により強力がつ着実に推進していくことを目的とする。

(協議事項)

第3条 協議会は、第2条の目的を達成するため、次の事項について協議を行うものとする。

- (1) 九州内の道路啓開の優先順位や方策に関すること。
- (2) 九州内の道路啓開に関する情報共有及び情報提供に関すること。
- (3) 九州内の広域的な道路啓開の実施に関すること。
- (4) 九州内の道路啓開に関する海上、航空からの支援に関すること。
- (5) その他、前条の目的を達成するために必要な事項。

(組織)

- 第4条 協議会は、第2条の目的を達成するために各行政機関、各種関係団体等をもって組織する。
- 2 協議会には会長及び副会長を置くものとし、会長は国土交通省九州地方整備局道路部長を、副会長は国土交通省九州地方整備局統括防災官及び国土交通省九州地方整備局道路情報管理官をもって充てる。
  - 3 会長に事故があるときは、副会長がその職務を代行する。
  - 4 協議会の構成は、別表のとおりとする。  
ただし、必要に応じ会長が指名するものの出席を求めることができる。
  - 5 協議会には、幹事会及び実務的な検討を行うための部会を設けることができる。

(事務局)

- 第5条 協議会の運営に係わる事務を行わせるため、事務局を置くものとする。
- 2 協議会の事務局は国土交通省九州地方整備局道路部に置くものとする。

(規約の改正)

第6条 本規約の改正等は、協議会の協議により行うものとする。

(その他)

第7条 協議会は、道路法第28条の2の規定に基づき設置するものであり、本規約に定めるもののほか必要な事項は、その都度協議して定めるものとする。

(附則)

- 第8条 本規約は、平成27年10月20日から施行する。  
本規約は、令和6年12月24日から施行する。

## 九州道路啓開等協議会

## 協議会メンバー

所属	役職	備考
<b>【道路管理者】</b>		
九州地方整備局	道路部長	会長
九州地方整備局	道路部 道路情報管理官	副会長
九州地方整備局	統括防災官	副会長
福岡県	県土整備部長	
佐賀県	県土整備部長	
長崎県	土木部長	
熊本県	土木部長	
大分県	土木建築部長	
宮崎県	県土整備部長	
鹿児島県	土木部長	
北九州市	都市整備局長	
福岡市	道路下水道局 理事	
熊本市	都市建設局長	
西日本高速道路(株)九州支社	保全サービス事業部長	
福岡北九州高速道路公社	企画部長	
<b>【関係機関】</b>		
警察庁 九州管区警察局	総務監察・広域調整部長	
福岡県警察	交通部長	
佐賀県警察	交通部長	
長崎県警察	交通部長	
熊本県警察	交通部長	
大分県警察	交通部長	
宮崎県警察	交通部長	
鹿児島県警察	交通部長	
防衛省 九州防衛局	企画部長	
陸上自衛隊 西部方面總監部	防衛部 防衛部長	
海上自衛隊 呉地方總監部	防衛部 防衛部長	
海上自衛隊 佐世保地方總監部	防衛部 防衛部長	
航空自衛隊 西部航空方面隊司令部	防衛部 防衛部長	
九州電力(株) 業務本部	資材調達部長	
西日本電信電話(株) 九州支店	設備部長	
(株)NTTドコモ 九州支社	ネットワーク部 災害対策室長	
ソフトバンク(株)	九州ネットワーク技術部 部長	
KDDI(株)	九州総支社 管理部長	
楽天モバイル(株)	エリア企画本部 基地局運用管理部 副部長	
(株)Qnet	技術統括部長	
(一社)日本自動車連盟九州本部	ロードサービス部長	
(一社)福岡県建設業協会	会長	
(一社)佐賀県建設業協会	会長	
(一社)長崎県建設業協会	会長	
(一社)熊本県建設業協会	会長	
(一社)大分県建設業協会	会長	
(一社)宮崎県建設業協会	会長	
(一社)鹿児島県建設業協会	会長	

オブザーバー		
九州地方整備局 建政部住宅整備課		
大分県 生活環境部防災局		
宮崎県 総務部危機管理局		
鹿児島県 危機管理防災局		
九州・沖縄「道の駅」連絡会		

事務局		
九州地方整備局 道路部道路管理課		
九州地方整備局 道路部地域道路課		

## 九州道路啓開等協議会幹事会

## 幹事会メンバー

所属	役職	備考
<b>【道路管理者】</b>		
九州地方整備局	道路部 道路情報管理官	幹事長
九州地方整備局	総括防災調整官	副幹事長
九州地方整備局	道路部 道路管理課長	副幹事長
九州地方整備局	北九州国道事務所長	
九州地方整備局	福岡国道事務所長	
九州地方整備局	有明海沿岸国道事務所長	
九州地方整備局	佐賀国道事務所長	
九州地方整備局	長崎河川国道事務所長	
九州地方整備局	熊本河川国道事務所長	
九州地方整備局	八代河川国道事務所長	
九州地方整備局	大分河川国道事務所長	
九州地方整備局	佐伯河川国道事務所長	
九州地方整備局	宮崎河川国道事務所長	
九州地方整備局	延岡河川国道事務所長	
九州地方整備局	大隅河川国道事務所長	
九州地方整備局	鹿児島国道事務所長	
福岡県	県土整備部 道路維持課長	
佐賀県	県土整備部 道路課 道路安全推進室長	
長崎県	土木部 道路維持課長	
熊本県	土木部 道路保全課長	
大分県	土木建築部 道路保全課長	
宮崎県	道路保全課 課長	
鹿児島県	土木部 道路維持課長	
北九州市	都市整備局 道路維持課長	
福岡市	道路下水道局 道路維持課長	
熊本市	都市建設局 土木部 道路保全課長	
西日本高速道路(株)九州支社	保全サービス事業部保全サービス統括課長	
福岡北九州高速道路公社	企画部 保全管理課長	
<b>【関係機関】</b>		
警察庁 九州管区警察局	総務監察・広域調整部 広域調整第二課長	
警察庁 九州管区警察局	総務監察・広域調整部 高速道路管理官	
福岡県警察	交通部 交通規制課長	
佐賀県警察	交通部 交通規制課長	
長崎県警察	交通部 交通規制課長	
熊本県警察	交通部 交通規制課長	
大分県警察	交通部 交通規制課長	
宮崎県警察	交通部 交通規制課長	
鹿児島県警察	交通部 交通規制課長	
防衛省 九州防衛局	企画部地方調整課地方協力確保室長	
陸上自衛隊 西部方面總監部	防衛部 防衛課長	
海上自衛隊 呉地方總監部	防衛部 第3幕僚室長	
海上自衛隊 佐世保地方總監部	防衛部 第3幕僚室長	
航空自衛隊 西部航空方面隊司令部	防衛部 防衛課長	
九州電力(株) 業務本部	資材調達センターロジスティクスグループ長	
西日本電信電話(株) 九州支店	設備部 災害対策室 室長	
(株)NTTドコモ 九州支社	ネットワーク部 災害対策室 担当課長	
ソフトバンク(株)	九州ネットワーク技術部 技術推進課 課長	
KDDI(株)	西日本運用センター 西日本エリア担当 エンジニアリングリーダー	
楽天モバイル(株)	BGP管理本部 BGP運用部 災害対応支援課 九州/沖縄BGPリエゾングループリーダー	
(株)QNet	技術統括部 計画グループ長	
(一社)日本自動車連盟九州本部	業務推進課長	
(一社)福岡県建設業協会	専務理事	
(一社)佐賀県建設業協会	専務理事	
(一社)長崎県建設業協会	専務理事	
(一社)熊本県建設業協会	専務理事	
(一社)大分県建設業協会	専務理事	
(一社)宮崎県建設業協会	専務理事	
(一社)鹿児島県建設業協会	専務理事	

オブザーバー		
九州地方整備局 建設部住宅整備課		
大分県 生活環境部防災局		
宮崎県 総務部危機管理課		
鹿児島県 危機管理防災局		
九州・沖縄「道の駅」連絡会		

事務局		
九州地方整備局 道路部道路管理課		
九州地方整備局 道路部地域道路課		

参考 2 南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画  
(九州関係のみ抜粋版)

**南海トラフ地震における  
具体的な応急対策活動に関する計画**

令和 5 年 5 月 23 日  
中央防災会議幹事会

## 目次

第1章 具体計画の適用について	1
1. 具体計画の位置づけ	1
2. 具体計画に基づく初動対応と活動体制の確立	2
(1) 具体計画に基づく初動対応を行う判断基準	2
(2) 災害緊急事態の布告と緊急災害対策本部の設置	3
(3) 緊急災害現地対策本部の設置と都道府県災害対策本部等の関係機関との密接な連携	4
(4) 被災者生活・生業再建支援チームの開催	4
(5) 感染症への対策	4
3. タイムラインに応じた目標行動	5
4. 用語の定義	5
第2章 緊急輸送ルート計画	7
1. 趣旨	7
2. 緊急輸送ルートに対する発災時の措置	7
(1) 緊急輸送ルート計画	7
(2) 緊急輸送ルートの点検、啓開・応急復旧	8
(3) 必要な交通規制の実施	9
(4) 港湾及び河川等の活用	10
第3章 救助・救急、消火活動等に係る計画	11
1. 趣旨	11
2. 救助・救急、消火等に必要部隊の動員の考え方	11
3. 広域応援部隊の派遣先	12
(1) 被害想定を踏まえた派遣	12
(2) 発災後の情報収集に基づく計画の修正	13
(3) 広域応援部隊の派遣手順	14
(4) 発災時の情報共有	15
4. 広域応援部隊の活動に必要な拠点	15
(1) 部隊の進出のための拠点	15
(2) 部隊の活動のための拠点	18
5. 警察、消防、自衛隊及び国土交通省 TEC-FORCE の部隊間の活動調整と活動支援	18
(1) 部隊間の活動調整	18
(2) 部隊の活動支援	18
6. 災害応急対策に活用する航空機及び艦船・船舶並びに災害対策用機械	19
(1) 従事する活動及び規模	19
(2) 航空機の運用の考え方	19
(3) 艦船・船舶の運用の考え方	20
(4) 災害対策用機械の運用の考え方	21
7. 警察庁、消防庁、防衛省及び国土交通省 TEC-FORCE の部隊派遣の方針	21
(1) 警察庁	21
(2) 消防庁	24

(3) 防衛省 .....	26
(4) 国土交通省 .....	27
8. 後発地震発生時の対応 .....	28
第4章 医療活動に係る計画 .....	30
1. 趣旨 .....	30
2. 国、都道府県の役割 .....	30
(1) 被災都府県の役割 .....	30
(2) 国の役割 .....	31
3. 発災直後のDMAT派遣 .....	32
(1) DMATの派遣要請 .....	32
(2) DMATの参集 .....	32
(3) DMATへの任務付与及び指揮 .....	34
4. 被災した災害拠点病院等の医療機能の継続・回復 .....	34
5. 重症患者の医療搬送（広域医療搬送・地域医療搬送） .....	35
(1) 広域医療搬送・地域医療搬送の定義 .....	35
(2) 患者搬送の考え方 .....	35
(3) 航空搬送拠点 .....	36
(4) 広域医療搬送 .....	38
(5) 地域医療搬送 .....	38
6. DMAT以外の医療チームの活動 .....	39
7. 避難所等における保健・医療・福祉サービスの提供等 .....	39
第5章 物資調達に係る計画 .....	42
1. 趣旨 .....	42
2. 対象となる被災府県 .....	42
3. プッシュ型支援による物資調達 .....	42
(1) 対象品目 .....	42
(2) 実施手順 .....	42
(3) 基本8品目の必要量 .....	43
4. プル型支援による物資支援 .....	45
5. 飲料水の調達 .....	46
6. 物資の輸送手段の確保 .....	47
7. 物資輸送における役割分担 .....	47
8. 広域物資輸送拠点等の確保 .....	48
(1) 広域物資輸送拠点等の定義 .....	48
(2) 広域物資輸送拠点等の施設基準及び代替拠点の確保 .....	48
9. 全国的な物資不足等への対応 .....	49
10. 平時の生産・流通体制への早期回復 .....	49
第6章 燃料供給、電力・ガスの臨時供給及び通信の臨時確保に係る計画 .....	50
I 燃料供給 .....	50
1. 趣旨 .....	50
2. 石油業界における基本的な燃料供給体制 .....	50
(1) 「系列BCP」に基づく石油供給の早期構築 .....	50
(2) 「災害時石油供給連携計画」及び「災害時石油ガス供給連携計画」に基づく相互連携 .....	50

3. 防災拠点等に存する給油施設への「重点継続供給」	50
(1) 重点継続供給	50
(2) 重点継続供給を行う給油施設に関する情報収集・共有	51
4. 業務継続が必要な重要施設への「優先供給」	51
(1) 重要施設への優先供給体制	51
(2) 優先供給要請の手順	52
(3) 費用の負担	52
5. 臨時の給油施設に対する供給手順	52
6. 燃料輸送・供給体制の確保	52
(1) 陸上輸送路の通行確保・輸送手段の確保	52
(2) 海上輸送路の航行確保・海上輸送手段の確保	53
7. 全国的な燃料不足への対応	54
II 電力・ガスの臨時供給	55
1. 趣旨	55
2. 電力業界における広域での需給調整体制	55
3. 電力業界、ガス業界における広域での支援体制	55
(1) 電力業界	55
(2) ガス業界	56
4. 重要施設への臨時供給	56
(1) 電力業界	56
(2) ガス業界	57
5. 緊急通行車両等の通行体制の確保	57
III 通信の確保	58
1. 趣旨	58
2. 被災地方公共団体等に対する支援体制	58
3. 総務省・電気通信事業者間の協力体制	58
4. 重要施設及び通信の空白地域における通信の臨時確保	59
5. 緊急通行車両等の通行体制の確保	60
第7章 防災拠点	61
1. 防災拠点の種類及び機能	61
2. 海上輸送拠点	62
3. 大規模な広域防災拠点とその役割	63

別表 2-1	緊急輸送ルートの路線及び区間.....	66
別表 3-1	都道府県別の被害規模と警察及び消防機関の体制.....	90
別表 3-2	「広域進出拠点 (◎)」、重点受援県内の「進出拠点 (○)」、 「DMAT陸路参集拠点 (○)」(候補地)の一覧.....	91
別表 3-3	航空機用救助活動拠点 (候補地).....	94
別表 4-1	被災地内の航空搬送拠点候補地.....	96
別表 4-2	被災地外の航空搬送拠点候補地.....	98
別表 5-1	プッシュ型支援における必要量.....	100
別表 5-2	飲料水の必要量.....	105
別表 5-3	広域物資輸送拠点.....	106
別表 5-4	プッシュ型物資支援の標準対象品目.....	110
別表 6-1	製油所・油槽所.....	111
別表 7-1	海上輸送拠点 (受入港).....	114
別図 2-1	緊急輸送ルート、各種防災拠点 一覧図.....	116
別図 2-2	緊急輸送ルート、各種防災拠点 一覧図 (詳細版).....	125
別図 4-1	DMATの陸路参集のイメージ.....	168
別図 4-2	各航空搬送拠点と災害拠点病院等の位置関係.....	172

平成 27 年 3 月 30 日中央防災会議幹事会決定 平成 29 年 6 月 23 日第 1 回改定 令和元年 5 月 27 日第 2 回改定 令和 2 年 5 月 29 日第 3 回改定 令和 3 年 5 月 21 日第 4 回改定 令和 4 年 6 月 10 日第 5 回改定 令和 5 年 5 月 23 日第 6 回改定
--

## 第1章 具体計画の適用について

### 1. 具体計画の位置づけ

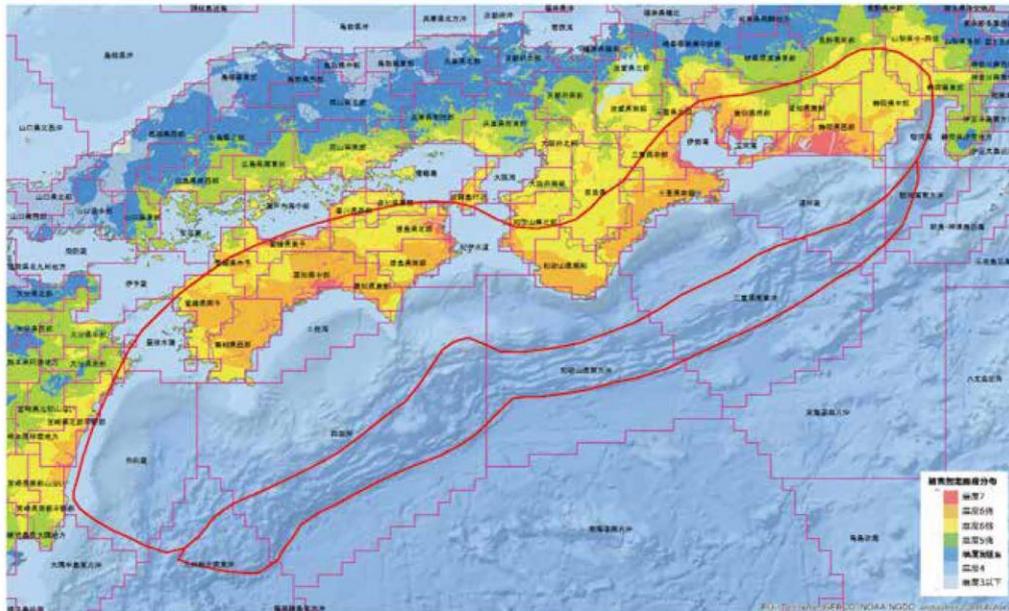
- (1) この南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画（以下「具体計画」という。）は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号。以下「特措法」という。）第4条に規定する「南海トラフ地震防災対策推進基本計画（平成26年3月中央防災会議。以下「推進基本計画」という。）」第4章において作成するとされた災害応急対策活動の具体的な内容を定める計画であり、南海トラフ地震発生時に、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）及びこれに基づく防災計画等と相まって、主に緊急災害対策本部並びに指定行政機関及び指定地方行政機関が行うべき地方公共団体に対する応援に関する事項を中心に、当該事項に関連して地方公共団体等が実施すべき役割等も含めて定めるものである。
- (2) 具体計画は、内閣府に平成23年8月に設置された「南海トラフの巨大地震モデル検討会（座長：阿部勝征東京大学名誉教授。以下「モデル検討会」という。）」において最新の科学的知見に基づき想定した最大クラスの地震・津波の震度分布及び津波高の推計結果並びに中央防災会議防災対策推進検討会議の下に平成24年4月に設置された「南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ（主査：河田恵昭関西大学教授。以下「対策検討WG」という。）」が報告した被害想定（以下「被害想定」という。）に基づき、国が実施する災害応急対策に係る緊急輸送ルート、救助・救急、消火活動等、医療活動、物資調達、燃料供給、電力・ガスの臨時供給、通信の臨時確保及び防災拠点に関する活動内容を具体的に定めるとともに、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表される可能性がある先発地震発生時の対応について定めている。
- (3) 具体計画は、南海トラフ地震がいつ発災しても対処できるよう、現時点において保有している部隊、利用可能な資機材、施設、防災拠点等を前提に活動内容を定めている。したがって、南海トラフ地震を想定した各種訓練を通じて、具体計画の内容を評価し、定期的に改善していくことで、実効性を高めていくこととする。また、インフラ、施設、資機材等の整備の進捗に応じて随時必要な見直しを行う。

## 2. 具体計画に基づく初動対応と活動体制の確立

### (1) 具体計画に基づく初動対応を行う判断基準

- ① 指定行政機関、指定地方行政機関、地方公共団体、指定公共機関及び指定地方公共機関（以下これらを総称して「防災関係機関」という。）は、次のいずれかの場合には、被害全容の把握を待つことなく、具体計画に基づく災害応急対策活動を直ちに開始する。
  - ア 地震発生時の震央地名の区域が、モデル検討会において設定された想定震源断層域と重なる区域であり、中部地方、近畿地方及び四国・九州地方のいずれの地域においても、震度6強以上の震度の観測又は大津波警報の発表のいずれかがあった場合
  - イ モデル検討会において設定された想定震源断層域と重なる区域でM8.0以上の地震が発生し、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」が発表される可能性がある場合（以下「先発地震が発生した場合」という。）
- ② 上記①の基準に相当する地震が発生後、「緊急事態に対する政府の初動対応体制について（平成15年11月21日閣議決定）」に基づき内閣危機管理監が参集させる緊急参集チームにおいて、防災関係機関が具体計画に基づく行動を開始していることを確認する。

南海トラフ巨大地震の想定震源断層域<sup>1)</sup>と震央地名図<sup>2)</sup>



- 1) 南海トラフ巨大地震に関する津波高・震度分布等（平成24年8月29日公表資料1-1）
- 2) 気象庁「地震情報で用いる震央地名」<https://www.data.jma.go.jp/eqev/data/joho/region/>

### 3. タイムラインに応じた目標行動

- (1) 具体計画では、発災時からの経過時間に応じた6頁に示すタイムラインを目安に、防災関係機関は緊急災害対策本部の総合調整の下、相互に連携して迅速な行動を行う。
- (2) このタイムラインに定めた内容は、国及び地方公共団体の複数の防災関係機関が人命救助のために重要な72時間を意識しつつ、緊急輸送ルートの通行確保、救助・救急活動、消火活動、医療活動、物資供給、燃料供給、電力・ガスの臨時供給、通信の臨時確保等の活動を整合的かつ調和的に行うための目安である。実際には地震の発生時間や被災状況、各防災関係機関の実情に応じて相違があることに留意が必要である。

### 4. 用語の定義

具体計画の各章を通じて使用される次に掲げる用語は、次の定義に従うものとする。

- ア 南海トラフ地震：特措法第2条第2項に規定する南海トラフ地震をいう。
- イ 南海トラフ巨大地震：モデル検討会で想定された南海トラフ地震として科学的に想定し得る最大規模のものをいう。
- ウ 被災都府県：推進地域をその区域に含む都府県をいう。
- エ 被災府県：被災都府県から東京都を除いた府県のうち、各章の個別の記載内容に対応する関係地方公共団体をいう。
- オ 防災拠点：第7章 1. (3) の表に従い分類、整理された広域進出拠点、進出拠点、救助活動拠点、航空搬送拠点、広域物資輸送拠点及び海上輸送拠点をいい、それぞれの防災拠点の定義は、章ごとにその詳細を定める。



## 第2章 緊急輸送ルート計画

### 1. 趣旨

- (1) 緊急輸送ルート計画は、被災府県の被害が甚大な地域へ到達するためのアクセス確保が全ての災害応急対策活動の基礎であることに鑑み、発災直後から、部隊等の広域的な移動など人命の安全確保を主眼とした全国からの人員・物資・燃料の輸送が迅速かつ円滑に行われるよう、あらかじめ通行を確保すべき道路を定めるものである。
- (2) 緊急輸送ルートは、全国からの応援部隊や緊急物資輸送車両等の広域的な移動を確保するとともに、甚大な地震・津波被害が見込まれる地域及び防災拠点に到達し、活動を確保するために、都道府県地域防災計画で定める緊急輸送道路を踏まえ、国土の骨格をなす幹線道路である高速道路、主要国道を中心に必要に応じて都道府県等が管理する道路も含め、選定したネットワークである。
- (3) 発災時には、被害の全容把握に時間を要することが予想される中であっても、あらかじめ選定した緊急輸送ルートについて、他の道路に優先して通行可否情報（通行不可の場合における迂回ルート情報を含む。）を遅滞なく集約し、防災関係機関間で情報共有を速やかに行うとともに、早期に通行確保を行うことが重要である。このための備えとして、あらかじめ地図情報も含めて防災関係機関間で広く情報共有を図るとともに、発災時の情報共有や緊急通行車両等の通行の確保のための具体的な手順を明らかにする。
- (4) 防災関係機関は、発災後、第1章 3. に掲げるタイムラインを目安に、緊急輸送ルートの確保に関する活動を連携して実施する。

### 2. 緊急輸送ルートに対する発災時の措置

#### (1) 緊急輸送ルート計画

- ① 緊急輸送ルート計画に緊急輸送ルートとして定める道路は、全国から被害が甚大な地域及び防災拠点に到達し、活動するための必要最低限のルートとして選定<sup>2</sup>したものである。（別表2-1 緊急輸送ルートの路線及び区間、別図2-1 緊急輸送ルート、各種防災拠点一覧図）
- ② 防災関係機関は、発災後、緊急輸送ルート計画に定められた道路に対して、通行可否情報の共有、必要に応じた啓開活動・応急復旧、交通規制等の通行の確保の

<sup>2</sup> 緊急輸送ルートは、この計画において以下の4種類の考え方で整理している。

- ・ 広域移動ルート：部隊等の広域的な移動のためのルート。主に高速道路又は直轄国道により構成される。高速道路と直轄国道等の幹線道路としての機能が重複している場合には、高速道路を優先している。また、都市部においては、発災時の混雑等による通行困難等も加味し、環状的なネットワークも考慮している。
- ・ 被災地内ルート：甚大な地震・津波被害が想定される地域内のルート。
- ・ 代替ルート：被災地内ルートのうち、想定津波浸水域を通過し、津波浸水により通行できない可能性が高い場合に考慮するルート。
- ・ 拠点接続ルート：人命の安全確保のために特に重要で代替拠点を確保することが困難と見込まれる航空搬送拠点及び製油所・油槽所と上記のルートの間を接続するルート。

ための活動を最優先で実施する。

- ③ 緊急輸送ルートから各防災拠点、災害拠点病院など重要な拠点へのアクセスについては、各道路管理者、港湾管理者及び漁港管理者（以下「道路管理者等」という。）が、被災状況等を踏まえ、必要な啓開を速やかに行う。
- ④ なお、発災時に実際に活動を展開するにあたっては、刻々と変化する、道路管理者や各施設管理者からの被災情報・通行可否情報等を踏まえ、ルートの見直しなど、柔軟に対応することが必要となる。

(2) 緊急輸送ルートの点検、啓開・応急復旧

- ① 国土交通省は、緊急輸送ルート等について、通行可否情報の共有、必要に応じた点検、啓開活動・応急復旧を行う。
- ② 国土交通省は、このタイムラインに応じて、緊急輸送ルート等について、他の道路管理者が管理するものも含め、
  - ア 通行可能区間（緊急通行車両のみか否かを含む）
  - イ 通行止め区間（通行止めの要因及び解除の見通し並びにその間の迂回ルート情報を含む）
  - ウ 点検中区間（点検完了の見通しを含む）
  - エ 未点検区間（未点検の要因を含む）を明らかにして、緊急災害対策本部に対して定期的に報告するものとする。
- ③ 緊急災害対策本部及び現地対策本部は、国土交通省と連携し、緊急輸送ルートの通行可否情報、被災による通行不能区間に対する迂回ルート等の情報を防災関係機関に共有する。
- ④ 現地対策本部は、その所管区域内の国土交通省地方整備局及び被災府県と協力して上記の情報収集を行うとともに、必要に応じて、通行の早期確保に関する調整を行い、その結果を速やかに緊急災害対策本部に報告するものとする。
- ⑤ 警察庁は広域交通管制システム、国土交通省は災害通行実績データシステムによって官民ビッグデータを活用し、相互に連携を図りつつ、緊急輸送ルート等の通行可否情報、被災による通行不能区間に対する迂回ルート等の情報を緊急災害対策本部に提供する。
- ⑥ 道路管理者は、早期の道路啓開のため、バイク・自転車隊、カメラやUAV（無人航空機）等の活用のほか民間が保有する情報の活用による迅速な情報収集力の向上に努めるとともに、啓開用資機材を融通できるよう、民間も含めた資機材保有者間の情報共有及び資機材共有の仕組みを事前に構築しておく。
- ⑦ 道路管理者等は、その管理する道路について、効果的な障害物の除去による道路啓開、応急復旧等を行い、道路機能の確保を行う。
- ⑧ 国土交通省は、迅速な救急救命活動や救急支援物資の輸送などを支えるため、地方管理道路において、道路啓開や災害復旧を代行できる制度を活用し支援を行う。
- ⑨ 道路管理者等は、必要に応じて、自らの管理する道路について、法第76条の6の規定に基づき、区間の指定を行い、車両の移動など緊急通行車両等の通行を確保するために必要な措置を行う。また、道路啓開の実施と併せ、啓開の支障とならないよう立ち往生車両を誘導し、滞留車両を円滑に移動させ、緊急通行車両等の通行を確保する。
- ⑩ 国土交通省は、津波による浸水が緊急輸送のための交通の確保の支障となる場合

には、排水ポンプ車の派遣、湛水の排除を迅速に行う。

- ⑪ 路上の障害物の除去、除去した障害物の仮置場への運搬等複数の機関が協力して措置する必要がある事項については、現地対策本部で必要に応じ協議をするなど防災関係機関が協力して必要な措置をとる。
- ⑫ 道路管理者は、被災地域内の交通負荷を可能な限り軽減するために、発災時に高速道路上を走っている車両を遠方の出口へ誘導することがある旨等について、あらかじめ利用者に理解と協力を求める。また、発災後は適切にこれらの誘導等を促すなど、被災地全体の交通制御を見据えた現地体制、迂回路の設定や情報収集・提供装置の確保など、誘導方策等についてあらかじめ検討する。
- ⑬ 国土交通省は、被災状況や復旧状況に応じて関係機関と連携し、交通量抑制の呼びかけや広域迂回への誘導、代替輸送手段の確保や道路の混雑対策などを統括的に実施し、被災地域の安定的な人流・物流機能の確保に努めるものとする。

### (3) 必要な交通規制の実施

- ① 被災都府県警察は、緊急通行車両等の通行を確保するため、直ちに被害が甚大な地域への車両の流入禁止規制や一般車両の通行を禁止するなどの必要な交通規制を行い、緊急交通路指定予定路線からの一般車両の排除等を行う。
- ② 都府県公安委員会は、緊急交通路を指定するために必要があると認めるときは、法第76条の4第1項の規定に基づき、道路管理者等に対し、法第76条の6の規定に基づく車両の移動等の措置をとるべきことを要請する。
- ③ 警察庁は、緊急輸送ルートについて、道路管理者による道路啓開状況を踏まえ、都府県公安委員会が必要な緊急交通路を迅速かつ的確に指定するよう指導・調整を行い、緊急通行車両等の円滑な通行を確保する。
- ④ 緊急災害対策本部は、警察庁及び都道府県に対して、緊急自動車以外の災害応急対策に従事する車両や緊急物資輸送車両等の緊急交通路の通行のため、都道府県公安委員会及び都道府県知事が緊急通行車両確認標章の交付を円滑に行うことができるよう必要な情報提供を行う<sup>3</sup>。
- ⑤ 南海トラフ地震発生時には、都市部において深刻な道路交通麻痺が想定されることから、被害が大きい地域の都市部における緊急輸送ルートの確保に際しては、自動車利用の制限、放置車両の移動など国民の理解・協力が必要不可欠である。そのため、政府、被災都府県は、一般車両の通行禁止等について、広く国民に協力を要請する。

<sup>3</sup> 災害対策基本法施行令等の改正により、令和5年9月1日からは、災害応急対策に従事する車両や緊急物資輸送車両等の緊急交通路の円滑な運行ができるよう、発災前にあらかじめ緊急通行車両確認標章の交付を受けることが可能となる。

(国民への協力要請の例)

- ・ 通行禁止等の交通規制が行われた区域又は道路の区間を通行中の車両の運転者は、速やかに他の場所へ移動してください。
- ・ 通行禁止等の交通規制が行われている道路以外の場所への移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左側端に沿って駐車し、緊急通行車両の通行や災害応急対策の実施の妨げとならないよう駐車してください。
- ・ 道路上に駐車する際には、道路啓開作業時に車両の移動を行えるようエンジンキーは付けたまま又は分かりやすい場所に置き、ドアはロックしないようにしてください。
- ・ 渋滞の発生を防ぐため、避難や家族の迎えなどに自動車は使用しないでください。

(4) 港湾及び河川等の活用

- ① 緊急災害対策本部及び国土交通省並びに被災都府県は、地震被害により道路が寸断されるなど、陸路による移動や輸送が困難な場合、海上輸送拠点に指定された港湾や地域防災計画に位置づけられた漁港、緊急用河川敷道路、緊急用船着場<sup>4</sup>など河川の活用を検討する。
- ② 上記①の活用に備えて、発災後、港湾管理者や漁港管理者、河川管理者は、津波の状況等を踏まえ、必要に応じて、海上輸送拠点に指定された港湾や地域防災計画に位置づけられた漁港、緊急用河川敷道路、緊急用船着場の点検を行う。

<sup>4</sup> 国土交通省は、防災業務計画において、災害時の緊急復旧活動等のための緊急用河川敷道路、緊急用船着場の整備を推進しており、例えば、淀川では緊急用河川敷道路を 65.5km、緊急用船着場を 9 箇所整備するなど、災害が発生した場合の河川の活用に備えている。

### 第3章 救助・救急、消火活動等に係る計画

#### 1. 趣旨

- (1) 南海トラフ地震による甚大な被害に対して、人命救助のために重要な72時間を考慮しつつ、被災都府県内の警察・消防機関は、発災直後から救助・救急、消火活動等に必要な部隊を最大限動員するとともに、これらの活動の支援等のため、国土交通省は被災管内の緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を最大限動員するものとする。さらに、国は、被害が甚大と見込まれる地域に対して、全国から最大勢力の応援部隊を可能な限り早く的確に投入する必要がある。
- (2) このため、被災都府県内で動員する警察・消防・国土交通省 TEC-FORCE の部隊（以下「域内部隊」という。）に加えて、全国からの「警察災害派遣隊」、「緊急消防援助隊」、「自衛隊の災害派遣部隊」及び「国土交通省 TEC-FORCE」（以下「広域応援部隊」という。）の初動期における派遣の方針と具体的な手順等を定める。

#### 2. 救助・救急、消火等に必要な部隊の動員の考え方

- (1) 域内部隊と広域応援部隊は、次に掲げる事項に関し、緊急災害対策本部による総合調整の下、緊密な連携を図りながら、救助・救急、消火活動等のほか、緊急輸送ルート確保のための活動（啓開・排水等）、医療活動、交通規制、避難生活支援等、国民の生命に直結する多岐にわたる災害応急対策活動に従事する。
  - ① 被害情報
  - ② 広域応援部隊の迅速な進出のための緊急輸送ルートの確保と必要に応じた交通規制の実施及びその情報共有
  - ③ 交通途絶を想定した部隊投入方法の多重化、特に航空機を活用した投入
  - ④ 部隊に対する優先的な燃料供給体制の確保、必要に応じた部隊間での相互協力
  - ⑤ その後の地震活動や降雨による二次災害防止対策
- (2) 被災地域内の救助・救急、消火等要員の最大限の動員
  - ① 被災地域に所在する警察・消防機関は、発災直後から、管内の被災地域に対して域内部隊を最大限動員して救助・救急、消火活動等に従事する（各都道府県の職員数は別表3-1のとおり）。また、これらの活動の支援等のため国土交通省 TEC-FORCE は管内部隊を最大限動員して、災害応急対策活動に従事する。
- (3) 広域応援部隊の派遣
  - ① 一方、被災地域内の警察・消防機関の勢力に比して甚大な被害が想定される県（以下「重点受援県」という。）に対しては、全国からの広域応援部隊を迅速に投入する必要がある<sup>5</sup>。
  - ② このため、具体計画では、被害想定（死者及び自力脱出困難者数）を踏まえ、南海トラフ巨大地震が発生した場合においては、重点受援県として静岡県、愛知県、

<sup>5</sup> 国土交通省 TEC-FORCE は、各地方ブロックの津波浸水面積、全壊棟数を踏まえ、重点受援県以外の地域にも投入する。

三重県、和歌山県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、大分県及び宮崎県の10県（以下「重点受援県10県」という。）を計画する。上記（2）記載の警察・消防機関のうち、重点受援県10県における勢力（別表3-1に掲げる当該10県の職員数の合計）及び受援地方整備局等<sup>6</sup>（以下「受援地整等」という。）管内の国土交通省 TEC-FORCE の活動規模は以下のとおりであるが、これらに加え、全国からの広域応援部隊を派遣する。

警察： 約 36,700 人  
消防機関：消防職員 約 25,700 人  
消防団員 約 135,100 人  
国土交通省 TEC-FORCE： 約 890 人<sup>7</sup>

- ③ また、先発地震が発生した場合においては、DIS<sup>8</sup>被害推計結果を基に都府県毎の被害量を推計し、実際の被害状況を踏まえ、緊急災害対策本部の調整の下、全国からの応援部隊を派遣する。
- ④ この際、重点受援県10県のうち、3.（2）②に規定する先発地震重点受援県を除く推進地域を管轄する自衛隊の災害派遣部隊は当該管轄する推進地域における災害応急対策活動の状況に応じて応援を行う一方、先発地震重点受援県以外の重点受援県に所在する警察、消防の陸上部隊は、当該県における災害応急対策活動の状況の如何にかかわらず後発地震に備えるための業務が多く見込まれるため応援は行わないなど、各機関の特性を考慮する。
- ⑤ 2.（3）③により、全国からの応援部隊を派遣した後であっても、実際の被害状況や後発地震警戒措置の状況等を踏まえ、緊急災害対策本部の調整の下、撤退を含め柔軟な対応を行う。

#### （4）活動のための体制確保

- ① 警察、消防及び自衛隊は、各々の特性、能力及び知見に応じて救助・救急、消火活動等を行う。この際、被災状況調査、道路啓開、湛水排除などを行う国土交通省 TEC-FORCE をはじめとする防災関係機関と積極的に連携・協力するものとする。
- ② 救助・救急、消火活動等に必要な資機材、燃料、食料等については、当該活動を実施する機関が調達し携行する自己完結型を原則とするほか、感染症が流行している状況下においては、各部隊において感染症拡大防止のため、隊員の健康管理の徹底等必要な対策を講ずるものとする。
- ③ 防災関係機関は、河川水、海水、下水処理水、農・工業用水等その他大都市地域に存在する水利を災害時に消火活動に利用できるよう、あらかじめ、施設管理者等と調整しておくものとする。
- ④ 救助・救急、消火活動等を行う機関は、高齢者、障害者等の要配慮者の迅速かつ円滑な救助等を行うため、地方公共団体等と連携した対応に努めるものとする。

### 3. 広域応援部隊の派遣先

#### （1）被害想定を踏まえた派遣

- ① 警察庁、消防庁及び防衛省は、被害想定（死者数及び自力脱出困難者数）を踏ま

<sup>6</sup> 中部・近畿・四国・九州の各地方整備局及び各運輸局、神戸運輸監理部、大阪航空局をいう。

<sup>7</sup> 国土交通省 TEC-FORCE の日最大派遣規模。

<sup>8</sup> DIS（Disaster Information Systems）：地震防災情報システム。

え、各地域ブロックの被害規模<sup>9</sup>に応じて広域応援部隊を派遣することを想定する。

- ② この際、それぞれの省庁において、部隊の役割や被災地域内に所在する勢力も考慮して、部隊の所在する地域ブロックを越えて派遣することも含め、広域応援部隊の派遣先、派遣規模等を計画する。

地方	対象府県		被害規模の目安
	重点受援県	それ以外	
中部地方	重点受援県	静岡県、愛知県、三重県	概ね 4 割
	それ以外	山梨県、長野県、岐阜県	
近畿地方	重点受援県	和歌山県	概ね 2 割
	それ以外	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県	
四国地方	重点受援県	徳島県、香川県、愛媛県、高知県	概ね 3 割
九州地方	重点受援県	大分県、宮崎県	概ね 1 割
	それ以外	福岡県、熊本県、鹿児島県、沖縄県	

- ③ 国土交通省は、被害想定（津波浸水面積、全壊棟数）を踏まえ、各地域ブロックの被害規模に応じて国土交通省 TEC-FORCE を派遣することを想定し、深刻な被害が想定されるケースについて、国土交通省 TEC-FORCE 等の広域派遣先、派遣規模を計画する。

地方	被害規模の目安	
	中部地方の被害想定が最大となるケース <sup>注1</sup>	四国地方の被害想定が最大となるケース <sup>注2</sup>
中部地方	概ね 4 割	概ね 3 割
近畿地方	概ね 2 割	概ね 2 割
四国地方	概ね 3 割	概ね 4 割
九州地方	概ね 1 割	概ね 1 割

（注 1）中部地方の被害想定が最大となるケースは、揺れによる被害が最大となると想定される強震動生成域が最も陸域側の場所で発生するとともに、駿河湾から紀伊半島沖で大きなすべり（大すべり域・超大すべり域）が発生し、中部地方の津波高が他の地域に比べ高くなり、大きな被害が想定されるケース。

（注 2）四国地方の被害想定が最大となるケースは、揺れによる被害が最大となると想定される強震動生成域が最も陸域側の場所で発生するとともに、四国沖で大きなすべり（大すべり域・超大すべり域）が発生し、四国地方の津波高が他の地域に比べ高くなり、大きな被害が想定されるケース。

## （2）発災後の情報収集に基づく計画の修正

- ① 南海トラフ巨大地震の場合、重点受援県 10 県が甚大な被害を受ける可能性が高いと見込まれているが、発災時には、具体計画を基礎としつつ、警察庁、消防庁、防衛省及び国土交通省は、実際の被害状況を踏まえ、緊急災害対策本部の調整の下、柔軟に対応する。
- ② 先発地震が発生した場合においては、被害想定を基礎としつつ、DIS被害推計

<sup>9</sup> 被害規模は、平成 24 年 8 月 29 日の対策検討 WG による南海トラフ巨大地震の被害想定（第一次報告）の死者数及び自力脱出困難者数について、都道府県毎に各ケースの中央値を抽出して合算し、地方毎に割合を算出したもの。

結果を基に、都府県毎の被害量（死者数及び自力脱出困難者数）を推計の上、重点受援県を特定（以下「先発地震重点受援県」という。）し、先発地震重点受援県を含む地域ブロック毎の被害規模及び実際の被害状況を踏まえ、緊急災害対策本部の調整の下、柔軟に対応する。

### （3）広域応援部隊の派遣手順

#### ① 迅速な出動決定

ア 南海トラフ巨大地震によって被害が想定されない地域に所在する警察災害派遣隊、緊急消防援助隊及び国土交通省 TEC-FORCE 並びに北海道・東北地方等に所在する自衛隊の災害派遣部隊は、直ちに出動する。

イ 南海トラフ巨大地震によって被害が想定されている地域の広域応援部隊については、発災後、被害が軽微である場合には早期に出動するものとし、一定の被害が生じている場合には災害応急対策の状況に応じて出動するものとする。

#### ② 進出の手順

ア 出動する広域応援部隊は、被災地域に向かう一次的な進出目標である広域進出拠点に向けて進出を開始し、被災状況に応じて、重点受援県に進出するための進出拠点にできる限り速やかに進出する。

イ 警察庁、消防庁、防衛省及び国土交通省は、できる限り速やかに広域応援部隊を被災地に到達させるため、緊急災害対策本部の調整の下、進出経路や距離等を考慮して派遣先を決定する。

ウ 緊急災害対策本部は、発災後、広域応援部隊が進出するために使用する広域進出拠点及び進出拠点の情報を警察庁、消防庁、防衛省及び国土交通省から速やかに収集し、これらの拠点の所管省庁を通じて、使用に関する管理者の承諾を包括的に得るものとする。

#### ③ 広域応援部隊の派遣規模

ア 重点受援県 10 県以外の警察、消防の広域応援部隊がすべて出動可能な場合における派遣規模<sup>10</sup>は以下のとおりである。

警察災害派遣隊：約 16,000 人<sup>11</sup>

緊急消防援助隊：約 21,100 人／5,500 隊<sup>12,13</sup>

イ 自衛隊の災害派遣部隊（重点受援県に所在する部隊も含む。）の最大限の派遣規模は以下のとおりである。

自衛隊の災害派遣部隊：約 110,000 人

ウ 応援地方整備局等<sup>14</sup>（以下「応援地整等」という。）管内の国土交通省 TEC-FORCE の最大限の派遣規模は以下のとおりである。

国土交通省 TEC-FORCE：約 1,360 人

<sup>10</sup> 派遣規模とは、被災地である重点受援県への派遣を予定している部隊の総数であり、ある特定の時点における活動規模を示すものではない。

<sup>11</sup> 域内の警察も含め、約 52,000 人態勢。

<sup>12</sup> 域内の消防職員も含め、約 46,700 人態勢。このほか、域内では消防団員約 135,000 人も対応。

<sup>13</sup> 緊急消防援助隊の数値は重点受援県を除く 37 都道府県の緊急消防援助隊登録隊数（令和 4 年 4 月時点）の合計。

<sup>14</sup> 北海道開発局、東北・関東・北陸・中国の各地方整備局、北海道・東北・関東・北陸信越・中国の各運輸局、東京航空局をいう。

(4) 発災時の情報共有

- ① 警察庁、消防庁、防衛省及び国土交通省は、発災後、第1章 3. に掲げるタイムラインに応じた目標行動を踏まえ、次の項目について、派遣部隊等の進出・活動状況を取りまとめ、緊急災害対策本部に報告する。
  - ア 出動部隊名、所在地
  - イ 人員数
  - ウ 出動時間
  - エ 派遣先
  - オ 進出・活動状況（広域進出拠点、進出拠点、救助活動拠点への到達状況）
- ② 緊急災害対策本部は、発災後その時点で判明している被害状況に基づき、警察庁、消防庁、防衛省及び国土交通省に対して、緊急輸送ルートの通行可否情報、燃料補給に関する情報その他広域応援部隊の派遣に必要な情報の提供を定期的に行い、必要に応じてそれぞれの派遣方針を集約・調整する。
- ③ 現地対策本部は、緊急災害対策本部が集約した所管区域への広域応援部隊の進出・活動状況を踏まえ、所管区域の都府県災害対策本部と連携しつつ、警察庁、消防庁、防衛省及び国土交通省に対して、部隊活動に必要な情報（被害状況、緊急輸送ルートの確保状況、航空機用救助活動拠点（4.（2）参照）及び海上輸送拠点の利用可否情報等）の提供を行い、必要に応じてそれぞれの派遣方針を集約・調整する。

4. 広域応援部隊の活動に必要な拠点

(1) 部隊の進出のための拠点

- ① 広域進出拠点・進出拠点
  - ア 発災後、各部隊が、3. に掲げる手順により重点受援県が属する被災地域に向かう一次的な進出目標を「広域進出拠点」、各部隊が受援都府県に向かって移動する際の目標となる場所を「進出拠点」という。
  - イ 具体計画では、「広域進出拠点」及び重点受援県内の「進出拠点」を別表3-2のとおり定める。
  - ウ 広域進出拠点及び進出拠点の管理者は、被災都府県と連携し、広域応援部隊による車両の駐車及び給油、隊員の休憩等の支援に特段の配慮を行う。
  - エ 広域応援部隊は、発災時には、進出する広域進出拠点及び進出拠点について、その被災状況、利用状況に応じて柔軟に決定する。
- ② 陸路での進出が難航すると見込まれる地域へのアクセス
  - ア 南海トラフ巨大地震による津波により、発災後しばらくの間は、陸路による到達が難航すると見込まれる以下の市町村については、空路、海路によるアクセスも想定する。
  - イ なお、発災後しばらくの間は大津波警報・津波警報が解除されないこと、港湾や漁港内の漂流物・障害物の処理に時間を要することが想定されることから、ヘリ・航空機を活用した空からの救出救助・消火活動（部隊投入を含む。）を想定する。
  - ウ 下表は、モデル検討会が想定した津波浸水地域をもとに、陸路到達が難航すると見込まれる市町村を抽出したものであるが、落橋、液状化、土砂災害等による陸路到達難航地域については、地方公共団体において、そのアクセス方法を具体的に検討しておくべきである。

- ④ 民間航空機を活用した隊員の輸送
  - ア 広域応援部隊は、隊員の迅速な派遣のため、必要に応じて民間航空機を利用する可能性を想定する。
  - イ 緊急災害対策本部は、警察庁、消防庁又は防衛省からの要請があった場合、必要に応じ、国土交通省を通じて、民間航空会社への協力要請を行う。

(2) 部隊の活動のための拠点

- ① 域内部隊及び広域応援部隊が、被災地において部隊の指揮、宿営、資機材集積、燃料補給等を行う拠点を「救助活動拠点」という。被災地方公共団体は、「救助活動拠点」をあらかじめ想定し、発災後には速やかに確保するものとする。
- ② 救助活動拠点のうち、
  - ア 災害応急対策に活用する航空機が駐機、給油できる拠点
  - イ 甚大な津波被害が想定される地域にて、大規模な空からの救助活動のために活用することが想定される拠点については、航空機用救助活動拠点として、発災後速やかに利用できるよう別表3-3のとおり候補地を明確化する。

(中 略)

## 第4章 医療活動に係る計画

(中 略)

### 5. 重症患者の医療搬送（広域医療搬送・地域医療搬送）

(1) 広域医療搬送・地域医療搬送の定義

- ① 広域医療搬送
  - ア 国が各機関の協力の下、自衛隊等の航空機を用いて対象患者を被災地内の航空搬送拠点から被災地外の航空搬送拠点まで航空搬送する医療搬送をいう。
- ② 地域医療搬送
  - ア 被災地内外を問わず、都道府県、市町村及び病院が、各防災関係機関の協力を得て、ヘリコプター、救急車等により患者を搬送する医療搬送（県境を越えるものを含む。）であって、広域医療搬送以外のものをいう。

(2) 患者搬送の考え方

- ① 膨大な搬送ニーズが発生することに鑑み、国、都道府県等は、相互に連携して、被災都道府県の調整の下で行う地域医療搬送、国が各機関の協力の下で行う広域医療搬送を適切に組み合わせて行う。
- ② 搬送先については、より迅速かつ効率的な搬送が実施されるよう、できるだけ近傍の地域に搬送することとし、原則、同一都府県内、同一地方圏内、隣接地方圏、全国の順に搬送先を検討する。
- ③ 搬送手段については、防災関係機関の航空機（消防防災ヘリ、海上保安庁や自衛隊の航空機等）、ドクターヘリ、救急車などの車両を可能な範囲内で最大限活用する。

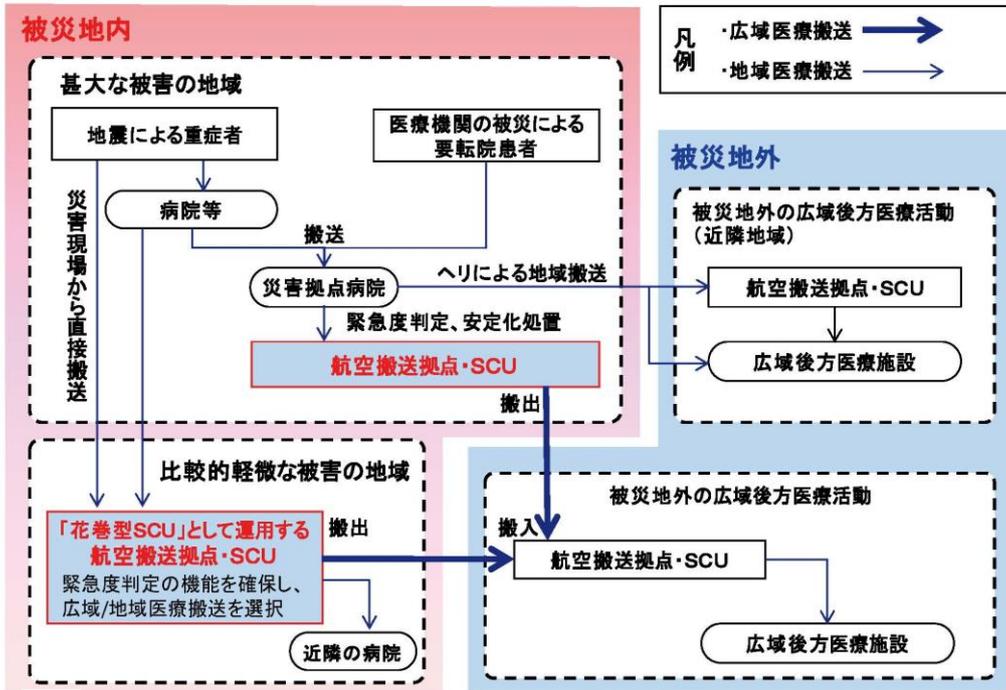
### (3) 航空搬送拠点

- ① 被災府県による航空搬送拠点の確保・SCUの設置  
被災府県は、発災後、当該府県内の航空搬送拠点を速やかに確保し、SCUを設置する。(別表4-1 被災地内の航空搬送拠点候補地)
- ② 被災地内の航空搬送拠点・SCUの機能
  - ア 被災地内の航空搬送拠点は、基本的には周辺の災害拠点病院と一体となって、当該病院から搬送される患者をSCUにて受入れ、広域医療搬送するための拠点である。被災府県はこのために必要なDMATその他の人材の配置、資器材・物資の配備を行う。
  - イ このうち、被災地内でも比較的被害が軽微な地域に存在する以下に掲げるような航空搬送拠点は、発災時にも周辺の医療機関が機能している可能性が高いことから、より被害が甚大な地域の負担を軽減するため、上記の機能に加え、いわゆる「花巻型SCU」<sup>35</sup>として、災害現場、被害が甚大な地域の病院からの患者を直接、受入れることを想定する。  
このため、こうした航空搬送拠点・SCUには、患者の一時収容機能に加えて、患者の状態に応じて、広域医療搬送、地域医療搬送を臨機応変に選択できるよう、緊急度判定の機能を確保する。  
例：静岡空港（静岡県）、名古屋飛行場（愛知県）、高松空港（香川県）、松山空港（愛媛県）、熊本空港（熊本県）、鹿児島空港（鹿児島県）
- ③ 被災地外の航空搬送拠点・SCUの確保及び広域後方医療活動
  - ア 非被災道県及び東京都等<sup>36</sup>は、緊急災害対策本部との調整に基づき、被災地外の航空搬送拠点を速やかに確保し、SCUを設置する。(別表4-2 被災地外の航空搬送拠点候補地)
  - イ 非被災道県及び東京都等は、航空搬送拠点・SCUから広域後方医療施設への地域医療搬送を行う。

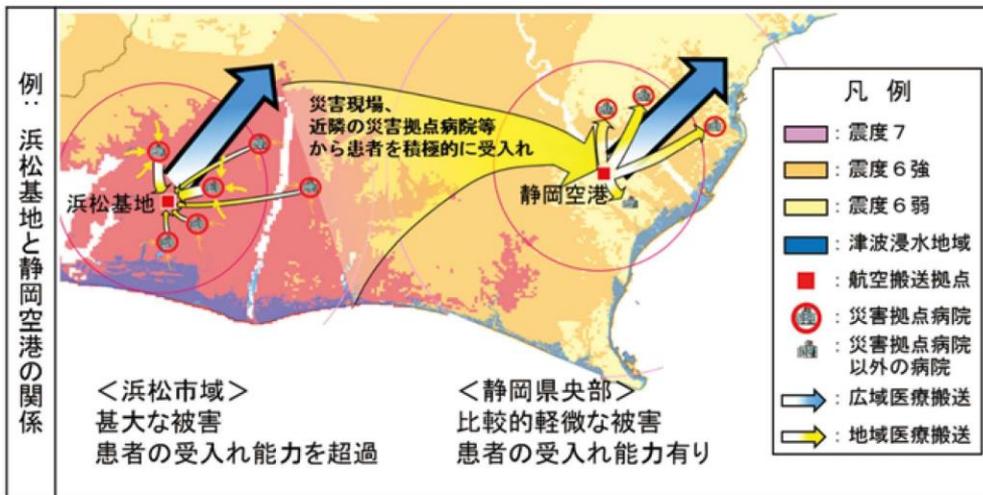
<sup>35</sup> 「花巻型SCU」：東日本大震災では、3月12日～16日に被害が比較的軽微であった花巻空港にSCUが設置され、災害拠点病院や災害現場、被害が甚大な地域の病院等から患者を受入れ、患者の状態に応じ、広域医療搬送のみならず、周辺地域への地域医療搬送を行った。

<sup>36</sup> 東京都、茨城県、千葉県及び神奈川県は、いずれも南海トラフ地震防災対策推進地域指定市町村以外にある。

<南海トラフ地震における重症患者の医療搬送の流れ（概念図）>



<例：南海トラフ地震における患者搬送イメージ<sup>37)</sup>>



<sup>37)</sup> 図に表示されている震度は、中央防災会議防災対策推進検討会議南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ「南海トラフ巨大地震対策について（最終報告）」（平成25年5月）の【別添資料1】南海トラフ巨大地震の地震像「図5（下）陸側ケースの震度分布」に基づく。（陸側ケース：基本ケースの強震動生成域を、可能性がある範囲でも最も陸側側（プレート境界面の深い側）の場所に設定したもの）

## 第5章 物資調達に係る計画

(中 略)

### 8. 広域物資輸送拠点等の確保

#### (1) 広域物資輸送拠点等の定義

- ① 広域物資輸送拠点<sup>53</sup>とは、国等から供給される物資を被災府県が受け入れ、各市町村が設置する地域内輸送拠点や避難所に向けて当該府県が物資を送り出すために設置する拠点である。
- ② 地域内輸送拠点とは、広域物資輸送拠点等から供給される物資を被災市町村が受け入れ、避難所に向けて、当該市町村が物資を送り出すために設置する拠点である。
- ③ 被災府県が設置する広域物資輸送拠点は、別表5-3(1)のとおりである。

#### (2) 広域物資輸送拠点等の施設基準及び代替拠点の確保

- ① 広域物資輸送拠点の選定に際しては、被災によっても機能することを前提に、原則として次に掲げる考え方に当てはまるものとする。
  - ア 新耐震基準に適合した施設であること（昭和56年6月1日以降に耐震補強工事を行った施設を含む。）
  - イ 屋根があること（エアテント等の代替措置によることも含む。）
  - ウ フォークリフトを利用できるよう床の強度が十分であること
  - エ 12mトラック（大型）が敷地内に進入でき、荷役作業を行う空間が確保できること
  - オ 非常用電源が備えられていること
  - カ 原則として津波浸水地域外にある施設であること
  - キ 避難所となる行政庁舎、学校、体育館ではないこと
- ② 民間事業者の物流施設を広域物資輸送拠点として活用することは有用である。この場合、使用状況により利用できないことも想定し、必要に応じて国土交通省の助言も得つつ、あらかじめ代替拠点を選定するものとする。
- ③ 別表5-3(1)に掲げる広域物資輸送拠点のうち、①の基準を満たしていない施設については、備考欄にその旨を記載している。今後、これらの施設が当該基準を満たすか、当該基準を満たした代替拠点を確保することが求められる。また、

<sup>53</sup> 国土交通省では、都道府県レベルでの物資拠点の開設・運営を円滑に行うための標準的な手順や考え方を示した「広域物資拠点開設・運営ハンドブック」を別途作成している。

- ①の基準を満たす施設であっても、非構造部材の落下等により、使用できない場合も想定されるため、あらかじめ代替拠点を選定しておくことが望ましい。
- ④ 広域物資輸送拠点の代替拠点は、別表5-3(2)のとおりである。
- ⑤ 施設の運営にあたっては、発災当初から物流業務に精通した民間事業者の協力を得られるよう、必要に応じて国土交通省の助言も得つつ、事前に協定を締結するなど、円滑な運営が図られるよう努めるものとする。
- ⑥ 地域内輸送拠点については、各市町村において、上記①、②を参考とし、対象となる避難所避難者数等を考慮のうえ、適切な施設を選定するものとする。

(中 略)

## 第6章 燃料供給、電力・ガスの臨時供給及び通信の臨時確保に係る計画

(中 略)

## 第7章 防災拠点

### 1. 防災拠点の種類及び機能

- (1) 防災拠点については、第6章までの各分野の活動に係る計画に示したとおりであるが、改めて具体計画で用いる防災拠点の分類及びその機能を整理すると、以下のとおりである。
- (2) 緊急災害対策本部、現地対策本部及び防災関係機関は、国が運用し広域的な緊急物資や復旧資機材の輸送に当たり中心的役割を果たす基幹的広域防災拠点（堺泉北港堺2区）と地方公共団体が運用するこれらの防災拠点と密接に連携を図りつつ、効果的な災害応急対策を実施する。
- (3) 防災拠点は、いつ発災するか分からない南海トラフ地震に対して、発災時点で実際に利活用できる施設とする必要があることから、既存の施設のうちから選定している。ただし、地方公共団体において、防災拠点の整備が具体的に進捗している場合には、その進捗に応じ、当該防災拠点の活用を検討する。

分類	機能
広域進出拠点	災害発生直後、直ちに広域応援部隊が被災地方面に向かって移動する際の一次的な目標となる拠点であって、各施設管理者の協力にて設定するもの（別表3-2）
進出拠点	広域応援部隊が応援を受ける被災都府県に向かって移動する際の目標となる拠点であって、各施設管理者の協力にて設定するもの（別表3-2に重点受援県に係るもののみ掲載）
救助活動拠点	各部隊が被災地において部隊の指揮、宿営、資機材集積、燃料補給等を行う拠点として、被災地方公共団体があらかじめ想定し、発災後には速やかに確保すべきもの（別表3-3に航空機用救助活動拠点のみ掲載）
航空搬送拠点	広域医療搬送を行う大型回転翼機又は固定翼機が離発着可能な拠点であり、SCUが設置可能なもの（別表4-1、4-2）
広域物資輸送拠点	国等から供給される物資を被災府県が受入れ、各市町村が設置する地域内輸送拠点や避難所に向けて送り出すための拠点であって当該府県が設置するもの（別表5-3）
海上輸送拠点	人員、物資、燃料、資機材等を海上輸送するために想定する港湾であって、耐震性及び機能性が高いもの（別表7-1）

## 2. 海上輸送拠点

- (1) 陸路での到達が困難な場合、一度に大量の輸送を行う必要がある場合、輸送が長距離となる場合等、海路による輸送が効率的と見込まれる場合において、人員、物資、燃料、資機材等の輸送の受入れに活用することを想定する海上輸送拠点を別表7-1のとおり定める。
- (2) 海上輸送拠点として活用する港湾は、発災時にも有効に機能するよう、次に掲げる考え方に当てはまるものから選定した。
  - ① 利用する岸壁は、当該地点において考えられる最大級の強さを持つ地震動によっても機能を損なわずに船舶の利用、人の乗降及び物資等の荷役を速やかに行うことができること。
  - ② 効率的な輸送が可能となるよう一定規模以上のフェリー、RORO船、油槽船が着岸できる規模の係留施設を有すること。
  - ③ 緊急輸送ルート、製油所、油槽所の近傍に位置すること。
  - ④ 航路啓開と道路啓開の双方について、関係者との災害時における協定により、迅速な啓開作業の体制確保が図られていること。
- (3) 発災時において利用する海上輸送拠点の確保
  - ① 国土交通省は、緊急災害対策本部、現地対策本部等が把握している被災地における人員、物資、燃料、資機材等の輸送ニーズや港湾の被害状況を踏まえ、別表7-1に掲げる海上輸送拠点の中から基幹的広域防災拠点（堺泉北港堺2区）の活用も念頭に置きつつ、優先的に航路啓開を行う拠点を選定し、港湾施設の使用に関する調整を港湾管理者と行う。
  - ② 国土交通省及び港湾管理者は、港湾施設の応急復旧等を行う。また、国土交通省は、港湾管理者から要請があり、かつ、地域の実情等を勘案して必要があると認めるときは、港湾施設の利用調整等の管理業務を行う。
  - ③ 国土交通省地方整備局、海上保安庁及び港湾管理者は、自ら又は災害時における協定に基づき関係者へ要請を行い、海上輸送拠点へアクセスする航路の障害物の確認、除去及び水路の測量を早期に行う。
- (4) 海上輸送に関する調整  
国土交通省は、海路による輸送が効率的と見込まれる場合には、(3)により確保した拠点を活用した海上輸送を行う体制を構築する。  
この場合において、国土交通省は、定期航路の利用だけでなく、臨時の航路の確保も含め、関係機関と海上輸送に関する調整を行う。

### 3. 大規模な広域防災拠点とその役割

- (1) 南海トラフ地震が発生した場合に、被災都府県が全国の防災関係機関から災害応急対策活動に係る広域応援を受けるために設置する防災拠点のうち、以下の表に掲げるような拠点は、救助・救急、消火活動等、医療活動、物資の受入れ・集積・分配を総合的かつ広域的に行う大規模な広域防災拠点である。
- (2) 設置主体となる府県は、いつ発災しても有効に機能するよう、施設管理者、近隣府県その他関係機関と連携して、拠点の設置・運営訓練、人材、物資・資機材の配置等の備えを十分に行っておく必要がある。

#### <大規模な広域防災拠点>

拠点名	南海トラフ地震において想定される役割
熊本空港 (熊本県)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害応急対策に活用する航空機等が駐機、給油等を想定する救助活動拠点である。</li> <li>・ DMATの空路参集拠点として、ロジスティックチームを配置して参集したDMATの活動を後方支援するための拠点である。</li> <li>・ 広域医療搬送を行う航空搬送拠点として、特に緊急度判定の機能を確保して、広域的に患者を積極的に受入れ、被害が甚大な大分県及び宮崎県の医療機関の負担を軽減することを想定する拠点である。</li> <li>・ 空路による物資の受入れ、仕分け、搬送に係る広域的な役割を担う拠点である。</li> </ul>
大分スポーツ公園 (大分県)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 空からの救助活動のための大型回転翼機等が離発着でき、かつ、部隊の指揮、宿営、資機材集積等を行うことを想定する拠点である。</li> <li>・ DMATの陸路参集拠点として、ロジスティックチームを配置して参集したDMATの活動を後方支援するための拠点である。</li> <li>・ 広域医療搬送を行う航空搬送拠点である。</li> <li>・ 大分県の広域物資輸送拠点である。</li> </ul>

## 別表2-1 緊急輸送ルートの路線及び区間

### ① 高速道路等

道路種別	路線名	区間		管理者	備考
高速自動車 国道	九州自動車道	福岡県北九州市 門司IC	鹿児島県鹿児島市 鹿児島IC	NEXCO西日本	
	東九州自動車道	福岡県北九州市 北九州JCT	宮崎市日南市 日南東郷IC	北九州JCT～佐伯IC:NEXCO西日本 佐伯IC～延岡南IC:国土交通省 延岡南IC～清武南IC:NEXCO西日本 清武南IC～日南東郷IC:国土交通省	
		鹿児島県志布志市 志布志IC	鹿児島県霧島市 隼人東IC	志布志IC～末吉財部IC:国土交通省 末吉財部IC～隼人東IC:NEXCO西日本	
	大分自動車道	佐賀県鳥栖市 鳥栖JCT	大分県大分市 大分米良IC	NEXCO西日本	
	長崎自動車道	長崎県長崎市 長崎IC	佐賀県鳥栖市 鳥栖JCT	NEXCO西日本	
	宮崎自動車道	宮崎県えびの市 えびのJCT	宮崎県宮崎市 宮崎IC	NEXCO西日本	
自動車専用 道路	西九州自動車道	長崎県佐世保市 佐世保大塔IC	佐賀県武雄市 武雄JCT	NEXCO西日本	
	国道57号北側復旧道路	熊本県大津町大津 大津IC入口交差点	熊本県阿蘇市 阿蘇西IC入口	国土交通省	国道57号
	日出バイパス	大分県日出町 速見IC	大分県日出町 日出IC	NEXCO西日本	
	大分空港道路	大分県日出町 日出IC	大分県国東市 塩屋交差点	大分県	
	北方延岡道路	宮崎県延岡市 延岡IC	宮崎県延岡市 蔵田交差点	国土交通省	国道218号
	高千穂日之影道路	宮崎県高千穂町 豊海橋交差点	宮崎県日之影町 平底交差点	国土交通省	国道218号
	都城志布志道路	鹿児島県志布志市 志布志IC	宮崎県都城 五十町IC	宮崎県内:宮崎県 鹿児島県内:鹿児島県	
	大隅縦貫道	鹿児島県鹿屋市 鹿屋串良JCT	鹿児島県鹿屋市 笠之原IC	鹿児島県	鹿児島県道552号鹿屋串良インター線
	隼人道路	鹿児島県給良市 加治木JCT	鹿児島県霧島市 隼人東IC	NEXCO西日本	国道10号バイパス
	南九州西回り自動車道	鹿児島県鹿児島市 鹿児島IC	鹿児島県いちき串木野市 市来IC	NEXCO西日本	鹿児島道路
		鹿児島県いちき串木野市 市来IC	鹿児島県薩摩川内市 薩摩川内水引IC	国土交通省	川内道路、川内隅之城道路
	指宿スカイライン	鹿児島県鹿児島市 鹿児島IC	鹿児島県南九州市 頤建IC	鹿児島県道路公社	鹿児島県道17号指宿鹿児島インター線
	都市高速 道路	北九州高速1号線	福岡県北九州市 小倉東IC	福岡県北九州市 愛宕JCT	福岡北九州高速道路公社
北九州高速2号線		福岡県北九州市 小倉駅北出入口	福岡県北九州市 日明出入口	福岡北九州高速道路公社	
北九州高速3号線		福岡県北九州市 愛宕JCT	福岡県北九州市 東港JCT	福岡北九州高速道路公社	
北九州高速4号線		福岡県北九州市 門司IC	福岡県北九州市 八幡IC	福岡北九州高速道路公社	
福岡高速1号線		福岡県福岡市 千鳥橋JCT	福岡県福岡市 西公園JCT	福岡北九州高速道路公社	
福岡高速2号線		福岡県福岡市 千鳥橋JCT	福岡県太宰府市 太宰府IC	福岡北九州高速道路公社	
福岡高速3号線		福岡県福岡市 豊JCT	福岡県福岡市 空港通出入口	福岡北九州高速道路公社	

② 一般国道

路線名	区間	管理者	備考	
国道3号	福岡県古賀市 古賀IC	福岡県新宮町三代 大森交差点	国土交通省	平和通り
	熊本県八代市 八代IC	熊本県八代市東片町 八代港線入口交差点	国土交通省	
国道10号	大分県大分市 大分米良IC	大分県大分市 国道57号(犬飼バイパス)交差	国土交通省	大分南バイパス
	宮崎県延岡市 北川IC	宮崎県宮崎市橋通東 橋通三交差点	国土交通省	
	宮崎県都城市 都城IC	宮崎県都城市 五十町IC	国土交通省	
国道57号	大分県大分市 国道10号交差	熊本県熊本市 熊本IC	国土交通省	犬飼バイパス、犬飼千歳道路、千歳大野道路、大野竹田道路、肥後街道、豊後街道、北側復旧道路、菊陽バイパス、熊本東バイパス
国道197号	中央公園入り口交差点	大分県大分市中央町 昭和通り交差点	大分県	
	大分県大分市片島 国道10号交差	大分県大分市公園通り西 公園東インター入口交差点	大分県	
国道199号	福岡県北九州市 日明IC	福岡県北九州市小倉北区西港町 北九州市道西港2号交差	北九州市	
国道208号	佐賀県佐賀市本庄町 佐大南交差点	佐賀県佐賀市本庄町 本庄町袋交差点	佐賀県	
国道210号	大分県大分市西大道 榎迫入口交差点	大分県大分市高砂町 大道入口交差点	大分県	大道バイパス
国道213号	大分県国東市 塩屋交差点	大分県国東市武蔵町 大分空港入口交差点	大分県	
国道218号	熊本県宇城市 松橋IC	宮崎県延岡市 延岡IC	熊本県内;熊本県 宮崎県内;宮崎県	蔵田交差点-延岡IC間は北方延岡道路、雲海橋交差点-平底交差点は高千穂日之影道路
国道219号	宮崎県西都市大字黒生野 インター入口交差点	宮崎県西都市大字岡富 四日市交差点	宮崎県	
国道220号	宮崎県宮崎市橋通東 橋通三交差点	鹿児島県鹿屋市 笠之原IC	国土交通省	宮崎南バイパス、青島バイパス、日南海岸ロードパーク
国道222号	宮崎県日南市春日町 国道220号交差	宮崎県都城市中町 中町交差点	宮崎県	
国道324号	長崎県長崎市 田上IC	長崎県長崎市早坂町 国道324号交差	長崎県	
国道327号	宮崎県日向市財光寺 お倉ヶ浜交差点	宮崎県日向市 日向IC	宮崎県	
国道444号	長崎県大村市 大村IC	長崎県大村市西大村本町 桜馬場交差点	長崎県	
国道499号	長崎県長崎市 戸町IC	長崎県長崎市小ヶ倉町(東西OT長崎油槽所)	長崎県	
国道504号	鹿児島県霧島市 溝辺鹿児島空港IC	鹿児島県霧島市溝辺町麓 空港入口交差点	鹿児島県	

③ 都道府県道

路線名	区間		管理者	備考
福岡県道45号福岡空港線	福岡県福岡市博多区大字下臼井 空港北交差点	福岡県福岡市博多区大字下臼井 空港正面交差点	福岡市	空港通り
福岡県道59号志賀島和白線	福岡県福岡市東区塩浜 塩浜三苦口交差点	福岡県福岡市東区大字西戸崎 西戸崎交差点	福岡市	
福岡県道245号新北九州空港線	福岡県苅田町 苅田北九州空港IC	福岡県苅田町空港南町(新北九州空港)	福岡県	新北九州空港連絡道路
福岡県道537号湊下府線	福岡県新宮町下府 下府交差点	福岡県新宮町大字湊 湊原添交差点	福岡県	
福岡県道538号湊塩浜線	福岡県新宮町大字湊 湊原添交差点	福岡県福岡市東区塩浜 塩浜三苦口交差点	新宮町内:福岡県 福岡市内:福岡市	
福岡県道540号山田新宮線	福岡県新宮町大字三代 大森交差点	福岡県新宮町下府 下府交差点	福岡県	
福岡県道551号別府比恵線	福岡県福岡市博多区大字下臼井 空港北口交差点	福岡県福岡市博多区大字下臼井 福城交差点	福岡市	空港通り
福岡県道674号水城下臼井線	福岡県福岡市博多区大字下臼井 福城交差点	福岡県福岡市博多区大字下臼井 空港北交差点	福岡市	空港通り
佐賀県道49号佐賀空港線	佐賀県佐賀市本庄町 本庄町袋交差点	佐賀県佐賀市川副町 九州佐賀国際空港	佐賀県	
佐賀県道64号西与賀佐賀線	佐賀県佐賀市川原町 与賀町交差点	佐賀県佐賀市赤松町 佐賀大学前交差点	佐賀県	
佐賀県道260号東与賀佐賀線	佐賀県佐賀市赤松町 佐賀大学前交差点	佐賀県佐賀市本庄町 佐大南交差点	佐賀県	
長崎県道38号長崎空港線	長崎県大村市西大村本町 桜馬場交差点	長崎県大村市箕島町(長崎空港)	長崎県	
長崎県道61号長崎南環状線	長崎県長崎市 木鉢IC	長崎県長崎市 戸町IC	長崎県道路公社	
	長崎県長崎市 戸町IC	長崎県長崎市 新戸町IC	長崎県	
	長崎県長崎市 新戸町IC	長崎県長崎市 田上IC	長崎県	自動車専用道路
長崎県道119号長崎インター線	長崎県長崎市早坂町 国道324号交差	長崎県長崎市 長崎IC	長崎県	
長崎県道236号神ノ島飽ノ浦線	長崎県長崎市木鉢町 長崎市道大浜町木鉢町線交差	長崎県長崎市木鉢町 長崎市道大浜町木鉢町線交差	長崎県	木鉢トンネル付近
熊本県道36号熊本益城大津線	熊本県益城町 益城熊本空港IC	熊本県益城町大字小谷 益城町小谷交差点	熊本県	
熊本県道251号郡築橋手線	熊本県八代市大村町 熊本県道336号交差	熊本県八代市橋手新町 田中西町交差点	熊本県	
熊本県道336号八代港線	熊本県八代市東片町 八代港線入口交差点	熊本県八代市大村町 熊本県道251号交差	熊本県	
	熊本県八代市永碓町 熊本県道42号交差	熊本県八代市郡築五番町(東西OT八代油槽所、JONET八代油槽所)	熊本県	
県道339号北外輪山大津線	熊本県大津町引水 ミルクロード入口交差点	熊本県大津町大津 大津IC入口交差点	熊本県	
大分県道21号大分臼杵線	大分県大分市 大分IC	大分県大分市西大道 椎迫入口交差点	大分県	
大分県道22号大在大分港線	大分県大分市新川 新川交差点	大分県大分市大字家島 大野川大橋西交差点	大分県	臨海産業道路
大分県道511号大分港線	大分県大分市中央町 昭和通り交差点	大分県大分市新川 新川交差点	大分県	
大分県道639号鶴崎港線	大分県大分市大字家島 大分市道家島南北1号線の交差	大分県大分市大字一の洲(ENEOS大分製油所進入路入口)	大分県	
大分県道545号大分空港線	大分県国東市武蔵町糸原 大分空港入口交差点	大分県国東市安岐町下原 空港出口交差点	大分県	
大分県道610号松岡日岡線	大分県大分市公園通り西 公園東インター入口交差点	大分県大分市大字横尾 昭和電工ドーム大分東交差点	大分県	
宮崎県道10号宮崎インター佐土原線	宮崎県宮崎市日ノ出町 宮崎港前交差点	宮崎県宮崎市 宮崎IC	宮崎県	
宮崎県道11号宮崎島之内線	宮崎県宮崎市橋通東 県庁前交差点	宮崎県宮崎市一の宮町 一の宮交差点	宮崎県	
宮崎県道15号日知屋財光寺線	宮崎県日向市大字日知屋 仙ヶ崎交差点	宮崎県日向市大字財光寺 お倉ヶ浜交差点	宮崎県	
宮崎県道18号荒武新宮線	宮崎県西都市岡富 四日市交差点	宮崎県新宮町富田 下城元交差点	宮崎県	
宮崎県道44号宮崎高鍋線	宮崎県新宮町大字新田 宮崎県道18号交差	宮崎県新宮町大字新田(新田原基地)	宮崎県	
宮崎県道62号宮崎空港線	宮崎県宮崎市大字赤江(宮崎空港)	宮崎県宮崎市大字本郷南方 空港ランプ交差点	宮崎県	
宮崎県道321号西都インター線	宮崎県西都市 西都IC	宮崎県西都市大字黒生野 インター入口交差点	宮崎県	

路線名	区間		管理者	備考
宮崎県道350号内海港線	宮崎県宮崎市大字内海 国道220号交差	宮崎県宮崎市大字内海(ENEOS宮崎油槽所)	宮崎県	
宮崎県道434号風田里倉線	宮崎県日南市 日南東郷IC	宮崎県日南市里倉 馬越交差点	宮崎県	
鹿児島県道17号指宿鹿児島インター線	鹿児島県南九州市 顔娃IC	鹿児島県指宿市 大泊交差点	鹿児島県	
鹿児島県道63号志布志福山線	鹿児島県志布志市志布志町志布志関屋口交差点	鹿児島県志布志市 志布志IC	鹿児島県	
	鹿児島県志布志市 有明北IC	鹿児島県曾於市大熊町岩川 合庁入口交差点	鹿児島県	
鹿児島県道71号垂水南之郷線	鹿児島県曾於市大熊町岩川 合庁入口交差点	鹿児島県曾於市大熊町岩川 曾於弥五郎IC	鹿児島県	
鹿児島県道219号玉取泊鹿児島港線	鹿児島県鹿児島市 谷山IC	鹿児島県鹿児島市南栄 運輸支局入口交差点	鹿児島県	

④ 市町村道・臨港道路等

路線名	区間		管理者	備考
北九州市道西港町2号線	福岡県北九州市小倉北区西港町 道199号交差	福岡県北九州市小倉北区西港町 西港郵便局前交差点	北九州市	
北九州市道西港町8号線	福岡県北九州市小倉北区西港町 北九州市道西港町2号線交差	福岡県北九州市小倉北区西港町 (JONET小倉油槽所)	北九州市	
北九州市道西港町18号線	福岡県北九州市小倉北区西港町 西港郵便局前交差点	福岡県北九州市小倉北区西港町(東西OT北九州油槽所)	北九州市	
福岡市道下臼井博多駅線	福岡県福岡市 空港通IC	福岡県福岡市博多区大字下臼井 空港北口交差点	福岡市	空港通り
福岡市道荒津1397号線	福岡県福岡市 西公園IC	福岡県福岡市中央区荒津(ENEOS福岡第1油槽所等)	福岡市	
福岡市道西戸崎通り線	福岡県福岡市東区大字西戸崎 西戸崎交差点	福岡県福岡市東区西戸崎 福岡市道西戸崎棧橋線交差	福岡市	
福岡市道西戸崎棧橋線	福岡県福岡市東区西戸崎 福岡市道西戸崎通り線交差	福岡県福岡市東区西戸崎(JONET福岡油槽所)	福岡市	
長崎市道大浜町木鉢町線	長崎県長崎市 木鉢IC	長崎県長崎市木鉢町 長崎県道236号交差	長崎市	
	長崎県長崎市木鉢町 長崎県道236号交差	長崎県長崎市木鉢町(出光長崎油槽所)	長崎市	
佐世保市道大塔側道1号線	長崎県佐世保市大塔町 佐世保大塔IC	長崎県佐世保市大塔町 佐世保市道尼潟循環支線交差	佐世保市	
佐世保市道尼潟循環支線	長崎県佐世保市大塔町 佐世保市道大塔側道1号線交差	長崎県佐世保市御本町 佐世保市道尼潟循環線交差	佐世保市	
佐世保市道尼潟循環線	長崎県佐世保市御本町 佐世保市道尼潟循環支線交差	長崎県佐世保市白岳町 佐世保市道大和桶ヶ浦線交差	佐世保市	
佐世保市道大和桶ヶ浦線	長崎県佐世保市白岳町 佐世保市道尼潟循環線交差	長崎県佐世保市大塔町(東西OT佐世保油槽所)	佐世保市	
大分市道家島南北6号線	大分県大分市大字家島 大野川大橋西交差点	大分県大分市大字家島 大分市道家島南北1号線の交差	大分市	
大分市道家島南北1号線	大分県大分市大字家島 大分市道家島南北6号線の交差	大分県大分市大字家島 大分県道539号鶴崎港線の交差	大分市	
鹿児島市道谷山港1号線	鹿児島県鹿児島市南栄 運輸支局入口交差点	鹿児島県鹿児島市谷山港(出光鹿児島油槽所、東西OT鹿児島油槽所)	鹿児島市	
臨港道路白浜線	宮崎県日向市大字日知歴 竹島入口交差点	宮崎県日向市大字日知歴(東西OT日向油槽所)	宮崎県	
臨港道路宮崎港	宮崎県宮崎市日ノ出町 宮崎港前交差点	宮崎県宮崎市港東(東西OT宮崎油槽所)	宮崎県	

別表3-1 都道府県別の被害規模と警察及び消防機関の体制

都道府県	重点受援県	被害想定			被害規模 の目安	警察部隊・消防部隊		
		①死者数 (中央値)	②自力脱出 困難者数 (中央値)	①+②		都道府県警察官 の定員	消防職員数	消防団員数
福岡県		0	35	35	概ね1割	11,124	5,066	23,811
佐賀県		0	0	0		1,717	1,124	17,583
長崎県		5	95	100		3,075	1,728	18,123
熊本県		10	0	10		3,107	2,458	29,840
大分県	○	4,250	2,340	6,590		2,092	1,662	13,755
宮崎県	○	15,500	10,800	26,300		2,034	1,248	13,674
鹿児島県		190	120	310		3,035	2,365	14,716
九州計		19,955	13,390	33,345		26,184	15,651	131,502

注) 死者数、自力脱出困難者は、「南海トラフ巨大地震の被害想定について(第一次報告)」  
(平成24年8月)の各ケースの死者数、自力脱出困難者の中央値である。  
注) 警察官の定員の数は、令和5年4月時点。  
注) 消防職員、消防団員数は、令和4年4月時点。

別表3-2 「広域進出拠点」、重点受援県内の「進出拠点」、「DMAT 陸路参集拠点」(候補地)  
一覧

都道府県	施設名称	所在地	アクセス	警察庁	消防庁	防衛省	国土 交通省	中核給 油所	DMAT 陸路参集 拠点候補地
福岡県	山田SA 《下り線》	福岡県朝倉市	大分自動車道					●	○
福岡県	古賀SA 《下り線》	福岡県古賀市	九州自動車道	◎				●	
熊本県	山江SA 《下り線》	熊本県山江村	九州自動車道					●	○
大分県	大分スポーツ公園	大分県大分市	国道197号	○	○				○
大分県	竹田市総合運動公園	大分県竹田市	国道502号		○				
大分県	大真総合運動公園	大分県中津市	国道10号		○				
大分県	玖珠SA 《下り線》	大分県玖珠町	大分自動車道	◎					
大分県	大原グラウンド	大分県日田市	国道212号		○				
大分県	別府湾SA 《下り線》	大分県別府市	大分自動車道	○	◎			●	○
大分県	佐伯市総合運動公園	大分県佐伯市	東九州自動車道	○	○				
宮崎県	西階公園	宮崎県延岡市	宮崎県道241号線	○	○				
宮崎県	高千穂町総合公園	宮崎県高千穂町	国道218号		○				
宮崎県	都城市公設地方卸売市場	宮崎県都城市	国道10号		○				
宮崎県	霧島SA 《下り線》	宮崎県小林市	宮崎自動車道	◎	◎			●	○
宮崎県	川南PA	宮崎県川南町	東九州自動車道	◎				●	

注) ◎: 広域進出拠点、○進出拠点・DMAT 陸路参集拠点候補地  
注) DMAT 参集拠点候補地は、上表の他に空路参集拠点候補地として、新千歳空港、航空自衛隊千歳基地、仙台空港、花巻空港、新潟空港、東京国際空港、名古屋飛行場、静岡空港、南紀白浜空港、高松空港、松山空港、福岡空港、熊本空港、鹿児島空港がある。(名古屋飛行場と高松空港は陸路参集拠点を兼ねる。)

別表3-3 航空機用救助活動拠点(候補地)

都道府県	施設名称	所在地	管理者	用途
福岡県	奈多ヘリポート	福岡県福岡市	福岡国際空港株	航空機の駐機・給油等
福岡県	北九州空港	福岡県北九州市	国土交通省	航空機の駐機・給油等
熊本県	熊本空港（陸上自衛隊高遊原分屯地を含む）	熊本県益城町	国土交通省、防衛省	航空機の駐機・給油等
大分県	大分空港	大分県国東市	国土交通省	航空機の駐機・給油等
大分県	佐伯市総合運動公園	大分県佐伯市	佐伯市	空からの救出救助・消火活動等
大分県	大分スポーツ公園	大分県大分市	株式会社大宜	空からの救出救助・消火活動等
大分県	大分県央飛行場	大分県豊後大野市	大分県	航空機の駐機・給油等
宮崎県	日向市牧水公園交流施設	宮崎県日向市	日向市	空からの救出救助・消火活動等
宮崎県	航空自衛隊新田原基地	宮崎県新富町	防衛省	航空機の駐機等
宮崎県	清水台総合公園	宮崎県西都市	西都市	空からの救出救助・消火活動等
宮崎県	宮崎空港	宮崎県宮崎市	国土交通省	航空機の駐機・給油等
宮崎県	宮崎市生目の社運動公園	宮崎県宮崎市	宮崎市	空からの救出救助・消火活動等
鹿児島県	鹿児島空港	鹿児島県霧島市	国土交通省	航空機の駐機・給油等

注1) 用途については、第3章4.(2)による分類に基づき、(ア)災害応急対策に活用する航空機が駐機、給油できる拠点については、「航空機の駐機・給油等」又は「航空機の駐機等」と、(イ)甚大な津波被害が想定される地域にて、大規模な空からの救助活動のために活用することが想定される拠点については、「空からの救出救助・消火活動等」と表記している。

注2) (イ)に分類される航空機用救助活動拠点は、津波被害が甚大な地域において、都道府県が活動拠点候補地として計画している施設のうちから、大型回転翼機が複数離発着でき、かつ、部隊の宿営、資機材の集積等が十分に行えるよう、概ね10ha以上の敷地面積を有するもの(周辺に10ha以上のものがない場合には、それ以下のものも含む。)から選定した。

#### 別表4-1 被災地内の航空搬送拠点候補地

- ・被災府県が確保する航空搬送拠点の候補は、以下のとおりである。
- ・被災地内の航空搬送拠点は、基本的には周辺の災害拠点病院と一体となって、当該病院から搬送される患者をSCUにて受け入れ、広域医療搬送するための拠点である。被災府県はこのために必要なDMATその他の人材の配置、資器材・物資の配備を行う。
- ・このうち、被災地内でも比較的被害が軽微な地域に存在する以下に掲げるような航空搬送拠点は、発災時にも周辺の医療機関が機能している可能性が高いことから、より被害が甚大な地域の負担を軽減するため、上記の機能に加え、災害現場、近隣の災害拠点病院等から患者を積極的に受入れることを想定する。

このため、こうした航空搬送拠点・SCUには、患者の一時収容機能に加えて、患者の状態に応じて、広域医療搬送、地域医療搬送を臨機応変に選択できるように、緊急度判定の機能を確保する。

例：静岡空港（静岡県）、名古屋飛行場（愛知県）、高松空港（香川県）、松山空港（愛媛県）、熊本空港（熊本県）、鹿児島空港（鹿児島県）

都道府県	航空搬送拠点候補地	使用可能な航空機	
		固定翼機	大型回転翼機
福岡県	福岡空港	○	○
福岡県	北九州空港	○	○
熊本県	陸上自衛隊高遊原分屯地、崇城大学空港キャンパス及び熊本県防災消防航空センター	○	○
大分県	大分空港	○	○
大分県	大分スポーツ公園		○
宮崎県	宮崎空港	○	○
宮崎県	航空自衛隊新田原基地	○	○
鹿児島県	鹿児島空港	○	○

#### 別表4-2 被災地外の航空搬送拠点候補地

- ・非被災道県及び東京都等が確保する被災地外の航空搬送拠点の候補は、以下の通りである。
- ・被災地外の航空搬送拠点は、被災地からの患者を受入れ、周辺医療機関への搬送の拠点となる。

都道府県	航空搬送拠点候補地	使用可能な航空機	
		固定翼機	大型回転翼機
佐賀県	佐賀空港	○	○
長崎県	長崎空港	○	○



別表5-3(2) 広域物資搬送拠点(代替拠点)

整理番号	都道府県	施設名称	所在地住所	敷地面積(m <sup>2</sup> )	上屋		駐車(待機)スペース面積(m <sup>2</sup> )
					有無	床面積(m <sup>2</sup> )	
116		九州西濃運輸株宮崎支店	宮崎市清武町船引1013-1	18,400	有	3,500	7,000
117	宮崎県	宮崎県経済連椎茸流通センター	日向市大字塩見11974-1	11,000	有	4,426	2,000
118		南郷くろしおドーム	日南市南郷町中村西町1-1	9,000	有	3,600	5,000

別表6-1 製油所・油槽所

製油所・油槽所名	住所
東西オイルターミナル 北九州油槽所	福岡県北九州市
ジャパンオイルネットワーク 小倉油槽所	福岡県北九州市
ジャパンオイルネットワーク 福岡油槽所	福岡県福岡市
ENEOS 福岡第1油槽所	福岡県福岡市
出光興産 福岡油槽所	福岡県福岡市
ENEOS 福岡第2油槽所	福岡県福岡市
東西オイルターミナル 佐世保油槽所	長崎県佐世保市
出光興産 長崎油槽所	長崎県長崎市
東西オイルターミナル 長崎油槽所	長崎県長崎市
東西オイルターミナル 八代油槽所	熊本県八代市
ジャパンオイルネットワーク 八代油槽所	熊本県八代市
ENEOS 大分製油所	大分県大分市
東西オイルターミナル 日向油槽所	宮崎県日向市
ENEOS 宮崎油槽所	宮崎県宮崎市
出光興産 鹿児島油槽所	鹿児島県鹿児島市
東西オイルターミナル 鹿児島油槽所	鹿児島県鹿児島市

注)本表は、緊急輸送ルートと接続されている製油所・油槽所を示している。

別表7-1 海上輸送拠点(受入港)

都道府県	港湾名
大分県	別府港
	大分港
	津久見港
宮崎県	内海港
	宮崎港
	細島港
	油津港
熊本県	八代港
鹿児島県	鹿児島港
	志布志港
	川内港



別図2-2 緊急輸送ルート、各種防災拠点 一覧図(詳細版)

